

青森県報

第三百四十四号

令和三年
八月十日
(火曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 青森県ひきこもり実態調査の実施…………… (同) …… 一
- 森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示…………… (林 政 課) …… 二
- 地籍調査事業計画…………… (農村整備課) …… 二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 二

告 示

青森県告示第五百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 三・八・一

青森県告示第五百二十八号

青森県ひきこもり実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県における、ひきこもり状態にある本人（家族）への支援策の検討や、県、市町村、支援機関等が個別支援の体制を構築する基礎データを収集・分析することを目的とする。

二 調査対象の範囲

- 1 地域的範囲
青森県全域
- 2 属性的範囲

- (一) ひきこもり支援に携わる関係機関・団体（以下「関係機関・団体」）
- (二) (一)に対しひきこもりに関する相談を行った本人又は家族（以下「本人（家族）」）

三 報告を求める事項及びその基準となる期間

- 1 報告を求める事項は次に掲げる事項とする。

(一) 関係機関・団体向け調査

- ・ 支援対象者からの相談の方法
- ・ 支援策に当たっての他機関との連携
- ・ ひきこもり状態にある者への必要な支援策
- ・ ひきこもり支援として行っていること
- ・ ひきこもり支援の課題

(二) 本人（家族）向け調査

- ・ 基本的属性（性別、年代、家族構成、その他）
- ・ これまでの経験（離職・転職、不登校、その他）
- ・ 就労・就学等に関すること
- ・ 普段の活動（ひきこもりの状態）に関すること

- ・相談機関に関すること(支援の状況)
- ・ひきこもりの状態に至ったきっかけ
- ・ひきこもり(状態)である期間
- ・ひきこもりの状態からの立ち直りに関すること

2 報告を求める基準となる期間は、令和三年八月十六日から同年九月十五日とする。

四 報告を求める者

- (一) 関係機関・団体
- (二) 本人(家族)

五 報告を求めるために用いる方法

- (一) 関係機関・団体向け調査
青森県が報告者に対して郵送により調査票を配布し、報告者は調査票に記入し、青森県に郵送で提出する。
- (二) 本人(家族)向け調査
青森県が報告者に対して、関係機関・団体を經由し郵送により調査票を配布し、報告者は調査票に記入し、青森県に郵送で提出する。

六 報告を求める期間

令和三年八月十六日から同年九月十五日とする。

青森県告示第五百二十九号

令和三年七月二日青森県告示第四百六十号で保安林の指定施業要件を変更する予定である旨告示した次の一の森林について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

令和三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び抵当権者氏名

(一) 所在場所

八戸市南郷大字島守字内山四の二、四の三、四の六、四の八、一〇、一二、一

- 四、一五、二八の七、二八の九、二八の一〇、二八の一二から二八の一五まで、
- 字境ノ沢一、三の一、六

(二) 抵当権者氏名

小山徳治

二 指定施業要件の変更予定の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び八戸市庁に備え置いている関係書類のとおり。

三 森林法第八十九条の規定による掲示

令和三年七月三十日八戸市庁に掲示した。

青森県告示第五百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
弘前市	大字藍内字関ヶ平の一部	令和三年七月三十日から令和四年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社岩手銀行十三日町支店

八戸市大字八日町

に改める。

株式会社岩手銀行十三日町支店

八戸市大字十三日町

を

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円